

## 部会長連絡会細則

平成29年7月18日制定

### (目的)

第1条 この細則は、理事長、部会間及び事務局との意思の疎通を緊密にすることにより、効率的かつ円滑に理事会の運営を行うものとする。

### (開催日)

第2条 本会の開催は、原則として、毎月第2月曜日午前10時からとする。

### (参加メンバー)

第3条 本会の参加メンバーは、理事長、事務局長、各部会長とし、必要に応じて会員、場合により会員外から参加をもとめることがある。

### (運営)

第4条 会を取巻く状況、各部会、事務局での連絡事項、問題点等を抽出し、メンバーで話し合い、理事会議案を整理する。

### (改廃)

第5条 この細則の改廃は、理事会で審議し、決議して行う。

### 付 則

1. この細則は、平成29年7月18日から施行する。

(管理責任者：事務局長)